

平成25年度 戦没者追悼事業

評価表

[単位：千円、人]

1 事務事業の位置付け (Plan)						
所管部課名	市民福祉部 障害・社会福祉課		担当者	宍野 盛久		
根拠法令等	特になし					
事業の種類	☒ ソフト事業		☐ 建設・整備事業	☐ 施設管理	☐ 内部管理	
政策	健康で共に支え合うまちづくり		施策	地域福祉社会の形成		
			小施策	地域福祉活動の推進		
一体化躍動プラン	地域力再生プロジェクト					
重点施策	高齢者や障害者（児）等を支える福祉のまちづくり					
予算科目等	会計	一般会計				
	款	民生費	項	社会福祉費	目	社会福祉総務費
	事項	社会福祉管理運営費		細事項		
2 事務事業の実施 (Do)						
事業の内容	概要	・市戦没者追悼式を例年10月に実施している。 ・遺族会会員が県戦没者追悼式及び比島戦没者慰霊行事へ市代表として参加する際、市でバスを借り上げ、市職員も同行している。 ・薩摩川内市遺族会連合会へ補助金を支出している。				
	対象（誰を、何を対象とする事業か）	薩摩川内市遺族会連合会の会員及び市民				
	手段（市がどのような活動をするか）	・年1回の市戦没者追悼式の実施 ・県戦没者追悼式等への遺族会会員参列者用バス借上げ ・遺族会への補助金の支出				
	意図（どのような目的で事業を行うか）	戦争体験等の風化防止に資するため、戦没者を悼み、痛ましい体験等を語り継いでいる遺族会の活動を支援・助成する。				
	事業開始年度	平成16年10月12日（市町村合併前から事業を実施している。）				
		指標名	目標値	目標年度		
	活動指標	—	—	—		
成果指標	—	—	—			
経費及び指標の推移	項目	平成23年度 決算額	平成24年度 決算額	平成25年度 予算額	平成26年度 見込額	平成27年度 見込額
	事務事業費	1,098	992	1,091	1,091	1,091
	市戦没者追悼式	510	488	477	477	477
	県戦没者追悼式バス借上げ等	388	304	414	414	414
	補助金	200	200	200	200	200
	遺族会運営補助金	200	200	200	200	200
	財源内訳					
	国・県支出金					
	その他					
	一般財源	1,098	992	1,091	1,091	1,091
	要員配置状況	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30
	職員	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14
嘱託員	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	
臨時職員等	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	
活動実績・計画	—	—	—	—	—	
成果指標の推移	—	—	—	—	—	
特筆すべき事項等	市戦没者追悼式の実施、慰霊事業への参列等により戦争体験等の風化防止に資する意義は大きい。遺族会会員の高齢化や減少に伴い、団体の運営・存続が懸念されており、市戦没者追悼式等への参列者が年々減少している。					

3 事務事業の視点別評価 (Check)	
妥当性	対象・手段の妥当性 ☐ 妥当である ☒ 改善の余地はある ☐ 妥当ではない (上記選択の理由) 戦争のない平和な社会づくりのため貢献している。
	市が関与すべき妥当性 ☒ 市が関与すべき ☐ 民間でも可能 ☐ 民間で実施すべき (上記選択の理由) 戦争のない平和な社会づくりのため貢献している。
効率性	事業費の削減余地 ☒ 削減の余地がある ☐ 削減の余地はない (上記選択の理由) 会員の高齢化や減少に伴い、団体の運営・存続が懸念されており、市戦没者追悼式等の行事への参列者も年々減少している。要員配置については、従来とほとんど変わらないので、事業のあり方や事業の縮小を検討すべきである。
	要員配置の削減余地 ☒ 削減の余地がある ☐ 削減の余地はない (上記選択の理由) 事業のあり方や事業の縮小を検討することで、要員配置を削減できるのではないかと。
有効性	成果の達成度 ☐ 達成度はかなり高い ☒ 達成度はやや高い ☐ 達成度は低い (上記選択の理由) 市戦没者追悼式等の実施の意義はある。
	成果の向上余地 ☐ 余地がかなりある ☐ 余地がある程度ある ☒ 余地はほとんどない (上記選択の理由) 市戦没者追悼式等の実施の意義はあるが、参列者は年々減少している。
4 事務事業の改革・改善の方向性 (Action)	
内部評価(一次)結果	今後の改革の方向性 ☐ 現状のまま継続 ☒ 見直しの上で継続⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の事業と統合 ☐ 手段の改善 ☐ 移管 ☒ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止
	上記方向の理由 事業内容や実施方法を見直す必要がある。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 平成25年度中に関係団体と協議する。

外部評価(二次)結果	事務事業の視点別評価 妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 効率性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い
	今後の改革の方向性 ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の事業と統合 ☐ 手段の改善 ☐ 移管 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止
	まとめ(補助金等評価を含む。)

所管部課名		市民福祉部 障害・社会福祉課		担当者	宍野 盛久				
事務事業名		戦没者追悼事業							
根拠法令		薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱及び遺族会運営補助金交付要領							
補助経過年数		21年以上							
平成25年度 予算額		200 千円	国県支出金 千円	その他 千円	一般財源 200 千円	その他の内容			
		指標名			目標値	目標年度			
成果指標①		—			—	—			
成果指標②		—			—	—			
補助対象者		薩摩川内市遺族連合会							
補助対象経費		①組織の運営に要する経費（役員報酬、交際費、食糧費、慶弔費、負担金及び積立金を除く。） ②戦没者慰霊事業等に要する経費（食糧費を除く。）							
補助対象事業・活動の内容		組織の運営及び戦没者追悼・慰霊事業の実施							
		分類	□運営補助のみ □事業補助のみ ■運営補助と事業補助の両方 □その他						
補助金額又は補助率		補助対象経費の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、予算で定める額以内とする。							
補助金額又は補助率の積算方法									
補助を受ける事業（団体）等の 過去3カ年の決算状況	項目		平成22年度		平成23年度		平成24年度		
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	
	収入	自己資金	71,230	26.0%	58,224	21.8%	58,219	21.6%	
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%	
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%	
		寄付金・その他助成	71,230	26.0%	58,224	21.8%	58,219	21.6%	
		市補助金	200,000	72.9%	200,000	74.8%	200,000	74.2%	
				0.0%		0.0%		0.0%	
		（前年度繰越金）	3,091	1.1%	9,204	3.4%	11,392	4.2%	
		計	274,321	100.0%	267,428	100.0%	269,611	100.0%	
	支出	事業費	255,200	93.0%	242,200	90.6%	242,200	89.8%	
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%	
		その他事務費	9,917	3.6%	13,836	5.2%	11,600	4.3%	
				0.0%		0.0%		0.0%	
				0.0%		0.0%		0.0%	
				0.0%		0.0%		0.0%	
		（翌年度繰越金）	9,204	3.4%	11,392	4.3%	15,811	5.9%	
		計	274,321	100.0%	267,428	100.0%	269,611	100.0%	
		支出計/前年度支出計				97.5%		100.8%	
		自己資金/前年度自己資金				81.7%		100.0%	
翌年度繰越金/市補助金		4.6%		5.7%		7.9%			
交付件数		1件		1件		1件			
成果指標の推移①		—		—		—			
成果指標の推移②		—		—		—			
特記すべき事項等	①該当なし ②補助金の削減の方向で検討については了承 ③年々遺族会の会員は減少しているので、今後、団体と事業内容等について協議していく。 ④該当なし ⑤該当なし ⑥遺族会の会員等は年々減少しているが、市戦没者追悼式の市職員の要員数はほとんど変わらない。 ⑦該当なし								

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=合致しない】

要件	項 目	主管課	評価した内容についての説明 (合致しない理由や課題を含む)
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	B	戦争のない平和な社会づくりのため貢献している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	B	悲惨な戦争を風化させないためにも、団体の存続への補助は必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)	B	平和な社会づくりが目標であり、市民ニーズにも合致している。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	当事者が実施するほうが意義深い。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	C	事業費が各支部への活動助成である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	C	今後、会員数の減が見込まれ、事業の運営、存続が懸念される。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	B	
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	B	ボランティア的な団体であることから妥当な手段である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	補助目的に合致し、妥当なものである。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価 (一次)結果	今後の改革の方向性 ☐ 現状のまま継続 ☒ 見直しの上で継続⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他補助金と統合 ☐ 補助内容の改善 ☐ 移管 ☒ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止
	上記方向の理由 年々遺族会の会員は減少しているが、事業内容はほとんど変わっていないのでしばらく状況をみる。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 今後、団体と事業内容等について協議していく。

遺族会運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第99号）第2条の表に掲げる遺族会運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 遺族会運営補助金に係る補助事業等は、戦没者追悼・慰霊事業の実施及び参列等により戦争体験等の風化防止に資するものでなければならない。

(補助金の額)

第3条 遺族会運営補助金の額は、次条に定める経費の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 遺族会運営補助金は、次の各号に掲げる経費について交付する。

- (1) 組織の運営に要する経費（役員報酬、交際費、食糧費、慶弔費、負担金及び積立金を除く。）
- (2) 戦没者慰霊事業等に要する経費（食糧費を除く）

(交付の申請)

第5条 遺族会運営補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年8月31日とする。

(交付の基準)

第6条 遺族会運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前各号に掲げる場合のほか、遺族会運営費補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 遺族会運営補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 遺族会運営補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、総会、研修会、慰霊行事の項目、回数及び参加者数を用いて測定するものとする。

る。

（補助事業者等の責務）

第 9 条 遺族会運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の福祉政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

（その他）

第 10 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市民福祉部長が別に定める

附 則

1 この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 遺族会運営補助金に係る条例第 4 条第 1 項の規定による見直しについては、平成 19 年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成 20 年度において所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。